

法 学 号 外
平成 30 年 4 月 19 日

各 私 立 学 校 長
 (小・中・高・特)
各 私 立 専 修 学 校 長
各 私 立 各 種 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」及び「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく取組について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

29 生参学第 29 号
平成 30 年 3 月 20 日

各都道府県・政令指定都市教育委員会社会教育・生涯学習主管課長
各都道府県・政令指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
各都道府県・政令指定都市教育委員会教員研修主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長
各国公私立大学学生支援主管課長 殿
各公私立短期大学学生支援主管課長
各国公私立高等専門学校学生支援主管課長
各国公私立大学教職課程担当課長
各国公私立短期大学教職課程担当課長
各指定教員養成機関指定事務担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長

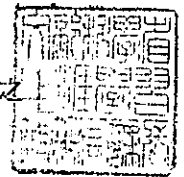
中野理美



(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

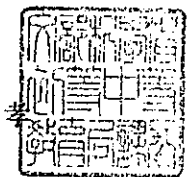
萬谷宏之



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

淵上孝



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教職員課長

佐藤光次郎

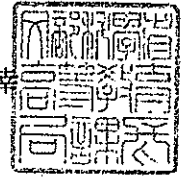


(印影印刷)



文部科学省高等教育局大学振興課長

三浦和幸



(印影印刷)

文部科学省高等教育局学生・留学生課長

井上諭



(印影印刷)

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」及び「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく取組について（依頼）

平成30年3月20日付け消教地第137号及び29文科生第844号で通知したとおり、「消費者教育の推進に関する法律」に基づき「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を変更するとともに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を決定いたしました。

貴職におかれましては、基本方針及びアクションプログラムの趣旨を御理解いただき、消費者担当部局や消費生活センターを始めとする関係部局等との連携により、消費者教育の一層の推進に努めていただきますようお願いいたします。

現在、民法の改正による成年年齢の引下げに向けた議論が進められているところであり、成年年齢が引き下げられた場合、18歳から契約の主体となる一方、現在20歳未満まで認められていた未成年者の契約の取消権についても18歳未満までとなります。これを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、基本方針においては、「当面の重点事項」の一つとして「若年者への消費者教育」を示すとともに、2018年度から2020年度までの3年間を集中強化期間とするアクションプログラムに基づき、関係省庁が連携して取組を推進していくこととしています。

については、貴職におかれましても、下記の点に留意の上、若年者への実践的な消費者教育に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村及び市区町村教育委員会、学校（専修学校及び各種学校を含む）に対し、管下に附属学校を置く各国立大学におかれては、管下の学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、この趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、消費者庁消費者教育・地方協力課長より、都道府県消費者行政担当課長及び政令指定都市消費者行政担当課長宛てに別添のとおり依頼されています。

1. 高等学校等における消費者教育の推進

- (1) 消費者基本法（平成16年制定）や消費者基本計画（平成17年決定）を踏まえ、現行の学習指導要領（平成20年、21年改訂）においては、消費者教育に関する内容が充実されていることから、その趣旨を理解し、引き続き学習指導要領に基づき、適切に消費者教育を実施されるようお願いします。
- (2) アクションプログラムでは、2020年度に全国の高等学校等において消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業が行われることを目指しています。消費者教育の実施に当たり、本教材の積極的な活用をお願いいたします。

本教材には、契約や多重債務などの内容が記載されており、高等学校の公民科や家庭科などで活用することができるよう作成されていますので、参考までに本教材のURLを掲載しています。

なお、本教材を活用した授業については、平成29年度は徳島県において、県内の全高等学校の第1学年を対象に実施されており、その取組について今後消費者庁において取りまとめる予定ですので、参考としてください。

- (3) 消費者教育の実施に当たっては、消費生活相談員や弁護士等の実務経験者等を外部講師として活用することも効果的な手法の一つと考えられます。消費者庁では、消費者教育コーディネーターの育成・配置に取り組んでおり、アクションプログラムでは、2020年度に全ての都道府県で配置することを目指しています。実際の活用にあたっては、各都道府県の消費者行政担当部局に問い合わせください。
 - (4) 日常生活の中で実践できる能力を育み、自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成するためには、教師の指導力の向上を図ることが重要です。教員の養成、研修において、消費者教育に関する内容を積極的に取り入れてくださいますようお願いいたします。
- なお、現在、消費者庁の消費者教育推進会議に設けられた若年者の消費者教育分科会において、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討が行われており、本年6月を目途に取りまとめられる予定です。

2. 大学等における消費者教育の推進

- (1) 消費生活センター等との連携により、学生に対する消費者被害防止に関する啓発活動や相談対応、講義、ゼミ等における消費者教育に一層積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。その際、1.(3)と同様、消費者教育コーディネーターを積極的に活用していただくようお願いいたします。

3. その他

- (1) 消費者教育の推進に関する法律第10条では、地方公共団体において、基本方針を踏まえ、消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めること、第20条では、消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めることとされています。教育委員会におかれては、消費者行政部局と連携し、当該計画等を踏まえ、消費者教育を積極的に推進いただくようお願いいたします。
- (2) 文部科学省においては、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の見直しを現在行っているところです。本年6月頃を目途に改定する予定としており、追って通知する

ので、本指針を参考に消費者教育の取組を進めていただくようお願いします。

以上

(参考)

- 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成 25 年 6 月 28 日閣議決定(平成 30 年 3 月 20 日変更))
- 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(平成 30 年 2 月 20 日 若年者への消費者教育の推進に関する 4 省庁関係局長連絡会議決定)
URL (消費者庁ホームページ):
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/
- 消費者教育教材「社会への扉」(消費者庁作成)
URL (消費者庁ホームページ):
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局 男女共同参画学習課
消費者教育推進係 担当：岩倉、小江
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
TEL 03-5253-4111 (3462) FAX 03-6734-3719
E-mail consumer@mext.go.jp

消教地第164号
平成30年3月20日

都道府県消費者行政担当課長 殿
政令指定都市消費者行政担当課長 殿

消費者庁 消費者教育・地方協力課長

尾 原 知 明

(印影印刷)

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」及び「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく取組について（依頼）

日頃より消費者教育の推進に当たり御高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

先般、消費者庁次長、文部科学省生涯学習政策局長等の連名によりお知らせしましたとおり、国では、「消費者教育の推進に関する法律」に基づき「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」といいます。）を変更するとともに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」といいます。）を決定いたしました。

地方公共団体におかれましても、これらを指針として、地域特性に応じた手法や内容により消費者教育を行い、消費者一人一人に対して、あまねく消費者教育の機会を提供していただくことが重要です。

特に下記の事項については、基本方針等の趣旨を御理解いただき、積極的な推進に御尽力をお願い申し上げます。

1. 教育委員会等と一層緊密な連携・情報共有を進めていただき、若年者への実践的な消費者教育の推進に御尽力をお願いいたします。

成年年齢の引下げを見据え、若年者への実践的な消費者教育の実施は喫緊の課題です。基本方針及びアクションプログラムに基づき、消費者庁、文部科学省を始めとする関係省庁で連携し、2020年度には全都道府県の全ての高等学校等において、実践的な能力を身に付ける消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業が行われることを目指し、働き掛けを行ってまいります。文部科学省からは、この度、教育委員会などを通じて学校教育現場に対して「社会への扉」を活用した授業の実施を依頼する旨通知を发出されておりますので、併せてお知らせいたします。

2. 消費生活センター等を地域における消費者教育の推進拠点とするための体制を整備いただくようお願いいたします。

消費生活センターは、消費生活相談の窓口として、商品・サービスの基礎知識や契約知識、最新の消費生活に関する情報を集積しています。また、これらに精通している消費生活相談員の知識や経験を生かすことで、同センターを地域における消費者教育を提供する拠点として整備いただくようお願いいたします。

3. 多様な主体が連携・協働して消費者教育を推進する体制づくりが進むよう、消費者教育コーディネーターの育成・配置に取り組んでいただくようお願いいたします。

学校を始めとするあらゆる場における消費者教育を活性化するためには、消費生活相談員、弁護士、司法書士などの実務経験者の有する知識や経験を活用することが有効です。そのために、間に立って調整をする役割を担う消費者教育コーディネーターの育成・配置に取り組んでいただくようお願いいたします。国としても、基本方針及びアクションプログラムに基づき、全国の都道府県における消費者教育コーディネーターの育成・配置を目指し、支援に取り組んでまいります。

なお、各都道府県・政令市におかれましては、消費者教育の推進に関する法律に基づき、速やかな消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置について取り組んでいただくとともに、域内の市町村における策定及び設置に当たっては、適切な御指導を賜りますようお願いいたします。また、これらに基づき、地域の特性に応じた計画に基づく着実な施策の実施と、地域の結節点である協議会を活用した多様な主体間のネットワーク化に一層積極的に取り組んでいただくよう、改めてお願い申し上げます。

併せて、貴職におかれましては、関係部局、域内の市町村消費者行政部局、関係機関・団体等に対して、本依頼の内容を御周知いただきますようお願いいたします。

今後とも消費者教育の一層の推進に向け、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件問合せ先】

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1
消費者庁 消費者教育・地方協力課 消費者教育推進室
TEL 03-3507-9149(直通) FAX 03-3507-9259
担当:山田、吉井、久保
E-mail g.syohisvakyoiku@caa.go.jp